

(仮称) 多賀城市こども計画

【骨子案】

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案し、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めること（努力義務）とするとされました。
- 本市では、令和2年度に「第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」および「多賀城市子どもの貧困対策計画」を一体とする「たがじょうすくっぴープラン2」策定しました。
- こども・子育て家庭を取り巻く環境及び地域における支援ニーズの変化を踏まえつつ、「たがじょうすくっぴープラン2」を見直すとともに、若者に関する施策を加え、「（仮称）多賀城市こども計画」（以下、本計画という。）として新たに策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、以下の根拠法に基づく市町村計画に位置づけられます。
 - ・こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- なお、令和6年度に策定した「第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」は、本計画の下位計画として位置づけられます。

(3) 計画期間

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

○本計画は、すべてのこども・若者（概ね39歳まで）と子育て当事者を対象とします。

第2章 こども・若者を取り巻く環境

1 関連法令の動向

(1) こども基本法

○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

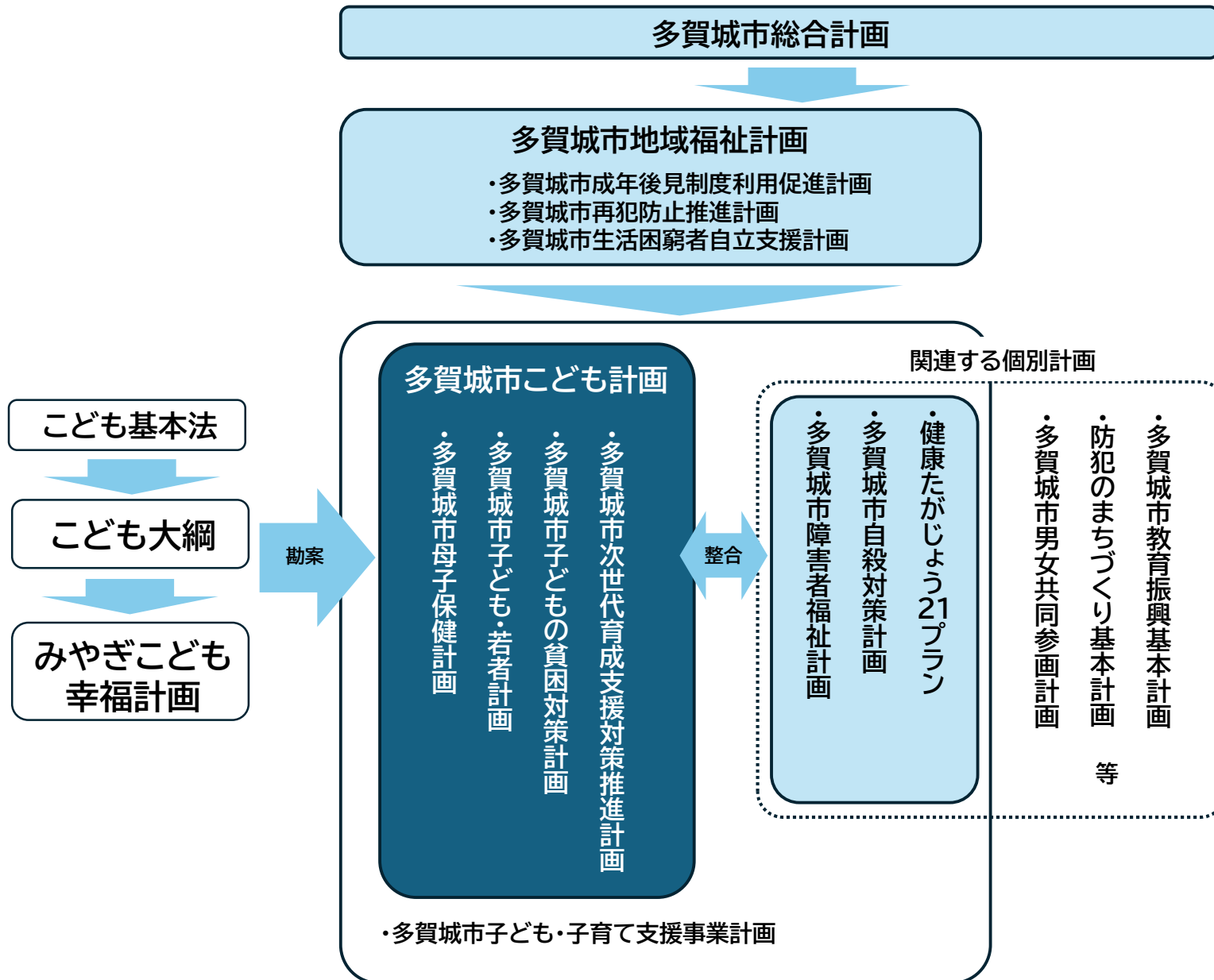
【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) その他の関連法令

- 次世代育成支援対策推進法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法

2 関連計画等との関係



第3章 多賀城市のこども・若者の状況 ※詳細は「資料4」参照

(1)こども・若者人口

- 年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、年少人口は令和3年から5年間で732人減少。
- こども・若者世代（0～39歳）人口も減少傾向、令和3年から令和7年までの5年間で1,403人減少。今後も減少傾向が続
き、令和12年までの6年間で1,769人減少と推計される。
- 自然動態は、令和2年以降、すべての年でマイナス、減少幅も拡大している。社会動態は令和4、5年でプラス。

(2)こどものいる世帯

- 世帯数は増加傾向、令和7年までの5年間で930世帯増加。
- 1世帯あたり人員は減少傾向。核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえる。
- こどものいる世帯は減少傾向。8割以上が核家族世帯で、6歳未満がいる世帯では9割近く。
- 母子世帯、父子世帯は、世帯数、割合ともに減少傾向。

(3)出生数・率

- 出生は減少傾向、令和元年から5年間で65人減、令和5年は447人。
- 出生率、合計特殊出生率ともに低下傾向にあるが、県内で高い順位で、国・県と比べても高い。

(4)婚姻・離婚

- 婚姻件数、離婚件数ともに減少傾向。婚姻率（人口1,000人あたり婚姻件数）は、県内で高い順位。
- 39歳までの未婚率は、男性が約3割、女性が約2割。いずれも上昇傾向にある。

(5)女性・若者の就労状況

- 女性の労働力率が10年間で大きく増加。特に35～39歳が増加しており、いわゆるM字カーブが改善している。
- 若者（25～39歳）の完全失業率は、男女ともに10年間で減少、令和2年で5%前後。

(6)こどもの貧困

- 生活保護世帯人員数は増加傾向にあるが、19歳以下の人員数は減少傾向、令和2年で56人。
- 就学援助認定世帯数は令和4年まで減少傾向にあったが、その後増加に転じ、令和6年で401人。

(7)困難を抱えるこども・若者

- 不登校児童・生徒数は、小学校、中学校ともに令和3年以降大きく増加してきている。
- いじめ認知件数は、平成29年以降減少傾向で、令和2年で大きく減少したが、その後に増加、コロナ禍以前の水準以上に。

(8)特別支援学級

- 特別支援学級在籍児童・生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向、令和6年で小学校が129人、中学校が59人。

第4章 こども・若者、子育て当事者の意見聴取

1 各種アンケート調査の結果概要 ※詳細は「資料2」を参照

【こども・若者調査】

- 就労について
- 自分のことについて
- 孤独感について
- 将来の希望について
- 悩みごと・心配ごと、相談相手について
- ひきこもり・ニートについて
- 結婚について

【保護者調査】

- こどもや子育ての悩み、相談相手について
- ワンオペ育児について
- こどもの数について
- 子育て情報、子ども・子育て支援

【子どもの生活実態調査】

- 授業の理解、成績について
- 不登校について
- スマートフォン・タブレットの使用について
- うちの大人とのかかわりについて
- 地域での活動や部活動について
- 自分自身について
- 家庭でこどもにしていることについて
- こどもと出かけたことがある場所

2 関係団体等アンケート調査

※今後、実施予定


3 こども・若者ワークショップ

※今後、実施予定

第5章 課題の整理（現時点での整理）

(1)地域ぐるみで心身の健やかな成長と自立への支援

- 「こども基本法」では、全てのこどもに対し、年齢や発達段階に応じて「多様な社会的活動に参画する機会」が確保されることが基本理念の一つとして掲げられている。
- 保護者調査において、こどもにとって利用したい支援について、「保護者がいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」や「仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊びなどいろいろな活動ができる場所」の割合が高い。
- 若者の悩みごととして「お金のこと」「仕事のこと」が上位に挙がっており、自立に向けた経済基盤の不安定さが課題といえる。
- 自分の将来について希望を持っている人は約6割にとどまっている。自分の将来について考えたことがある人ほど、希望を持っている人の割合が高く、ライフプランの形成に向けた支援が重要といえる。




【求められる施策】

- ・年齢や発達段階に応じた多様な体験・交流機会の充実
- ・地域と連携した特色ある教育の推進
- ・若者の経済的自立への支援と就労環境の整備促進
- ・ライフプラン形成に向けた支援の充実

(2) 困難を抱えるこども・若者への支援

- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」により、経済的理由でこどもが多様な体験機会を失い、社会から孤立することのないよう、地域を含めた総合的な対策が求められているほか、「子ども・若者育成支援推進法」では、令和6年6月の改正により、「ヤングケアラー」を支援の対象として対応を強化することが明記された。
- 「子どもの生活実態調査」によると、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯と比べて、経済的理由により「習い事」や「学習塾」、「1年に1回程度の家族旅行」ができない割合が高いほか、「図書館や博物館、美術館」「スポーツ施設」「キャンプや海水浴」などへの外出経験が少ない傾向がみられる。
- 小中学校における不登校児童・生徒数が増加しており、多様な学習機会の確保と地域の中で安心して過ごせる場所を確保する必要がある。
- 就労していない若者の約9割が「就労したい」と考えているものの、そのうち3割半ばが「就職できない」状況にあり、その理由として「これまでうまくいかず、自信がなく勇気が出ない」の割合が最も高くなっており、寄り添ったサポートが必要となっている。



【求められる施策】

- ・家庭の経済状況にかかわらない体験機会の確保と学習支援
- ・不登校、ひきこもり、ヤングケアラーの実態把握と必要な支援へのつなぎ
- ・地域における「第三の居場所」づくり
- ・多職種連携による包括的な就労支援

(3)こども・若者の権利擁護と意見表明の機会の確保

- 「こども基本法」の基本理念として、全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、そして差別のない取扱いを受けることが掲げられているほか、こどもが年齢や発達段階に応じて意見を表明する機会が確保され、こどもの「最善の利益」が優先して考慮される社会の実現が法的義務となっている。
- いじめの認知件数がコロナ禍以前の水準以上に増加しており、こどもの人権が侵害されるリスクが高まっている。
- こども・若者調査において、「自分の考えをはっきり伝えることができる」と回答した人は6割程度にとどまっており、特に支援が必要な層ほど意見表明が困難な状況がみられる。



【求められる施策】

- ・こども・若者の権利に対する理解促進
- ・こども・若者の意見表明機会の確保と意見の尊重
- ・関係機関との連携によるいじめ、児童虐待防止対策の推進

(4)希望する結婚、出産の実現に向けた支援の充実

- 国勢調査によると、39歳までの未婚率は男性が約3割、女性が約2割に達しており、いずれも上昇傾向にある。
- こども・若者調査では、結婚していない人の5割半ばの人は結婚の意向がある。希望する結婚の実現に必要な支援として「結婚資金の支援」が上位に挙げられているが、パートナーがいない層では「相手と出会う場の提供」を求める声が高い。
- 理想の数のこどもを持たない最大の理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（7割半ば）」であり、特に「子どもの就学にかかる費用の軽減」へのニーズが非常に高い。



【求められる施策】

- ・結婚・出産、教育等にかかる経済的負担の軽減
- ・出会う場の創出

(5)安心して子育てできるための支援の充実

- こどものいる世帯の8割以上、特に6歳未満のこどもがいる世帯では約9割が核家族世帯であり、祖父母からの支援やアドバイス等が受けにくい状況にある。
- 35～39歳の女性の労働力率が大きく増加しており、仕事と育児を両立させるための支援ニーズが高まっている。
- 保護者の4割弱が「ワンオペ育児」を経験しており、特に離婚・未婚世帯では7～8割、結婚している世帯でも3割半ばにのぼり、負担の偏りが課題となっている。
- 子育ての悩みの上位に「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が挙げられ、こどもの年齢が上がるにつれ「あいさつ、規則正しい生活、整理整頓などの子どもの基本的な生活習慣が身に付いていない」「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」の割合が高くなる傾向があり、家庭教育に対する支援が求められている。
- 子育て情報の入手先はSNSやインターネットが主流となっており、デジタルツールを活用した適切な情報発信が求められている。



【求められる施策】

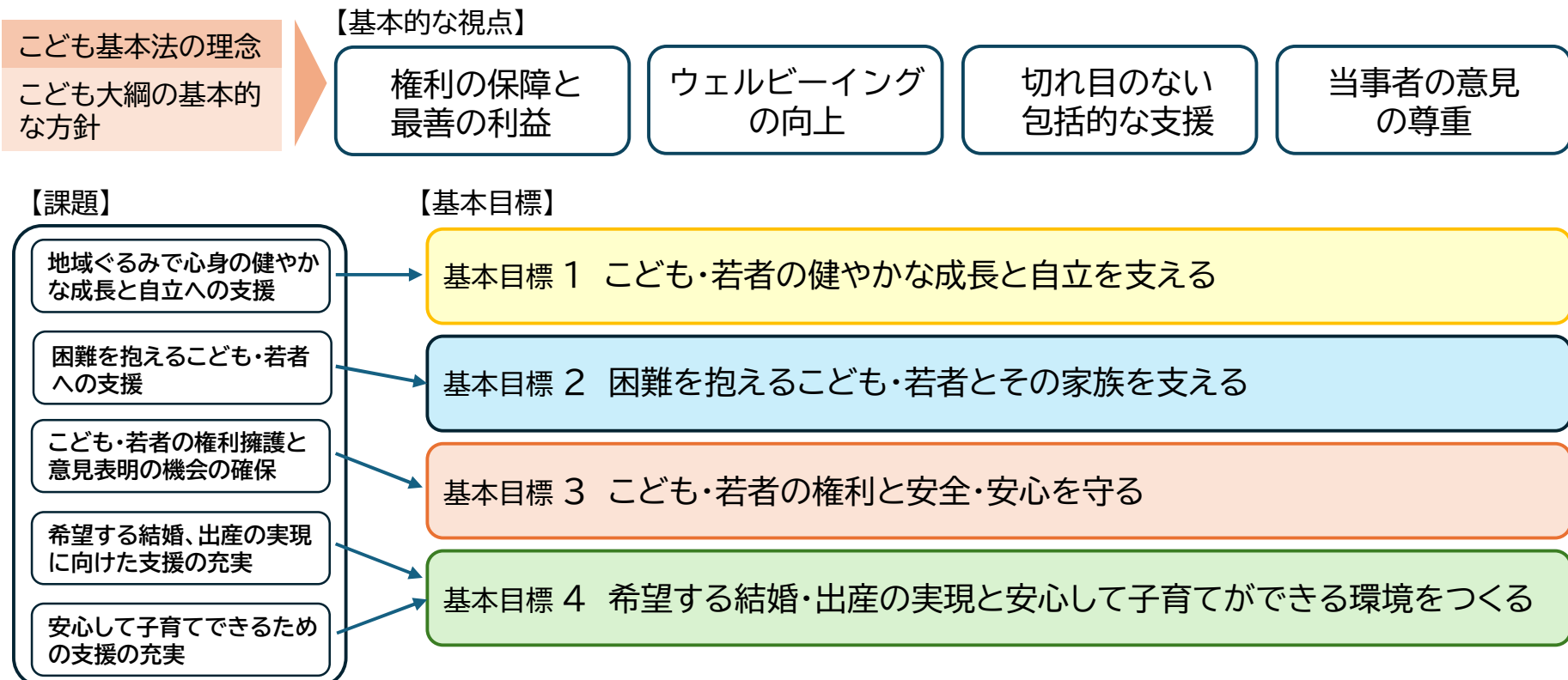
- ・地域で子育て家庭を支える相談支援体制の強化
- ・仕事と子育ての両立支援の推進
- ・子育て家庭の孤立の防止
- ・家庭教育支援の充実
- ・子育て情報の効果的な発信

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

※今後、検討予定

2 基本的な視点と基本目標



4 施策体系

基本目標	基本施策
基本目標1 こども・若者の健やかな成長と自立を支える	1-1 こども・若者の心身の健康づくり
	1-2 特色ある教育の推進
	1-3 多様な体験・交流機会の充実
	1-4 若者のライフプラン形成と経済的自立の充実
	1-5 発達支援・障害のあるこども・若者の支援の充実
基本目標2 困難を抱えるこども・若者とその家族の支援	2-1 こどもの貧困対策の推進
	2-2 不登校・ひきこもり・ヤングケアラー等への支援
	2-3 こども・若者の自殺対策の推進
基本目標3 こども・若者の権利と安全・安心を守る	3-1 こども・若者の権利に対する理解促進
	3-2 いじめ防止対策の推進
	3-3 児童虐待防止対策の推進
	3-4 防災・防犯・交通安全対策の推進
基本目標4 希望する結婚・出産の実現と安心して子育てができる環境をつくる	4-1 希望する結婚・出産の実現の支援
	4-2 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援
	4-3 地域ぐるみの子育て支援、家庭教育支援の充実
	4-4 ワーク・ライフ・バランスの実現の促進
	4-5 ひとり親家庭への支援の充実
	4-6 安全・安心な子育て環境の整備と子育て情報の効果的な発信